



新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者を支援するため、本日、セーフティネット保証4号が発動されました

全国47都道府県を指定地域とするセーフティネット保証4号が、本日発動されました。本支援措置により、長期・固定・低利の長野県中小企業融資制度、経営健全化支援資金(特別経営安定対策)が利用可能となりますので、是非ご活用ください。

1 セーフティネット保証4号の概要

中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づき、都道府県から要請があり、国として指定する必要があると認められる場合に経済産業大臣が地域を指定し、その突発的事由の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者が融資を受ける際、一般保証とは別枠(無担保8千万円以内、最大2億8千万円以内)の保証(借入額の100%を保証)が利用可能となります。

2 指定地域

全国47都道府県

3 対象中小企業者

次のいずれにも該当する中小企業者が対象となります。なお、売上高等の減少について、市町村長の認定が必要となります。

- (1) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、当該事由の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

4 認定申請

令和2年6月1日(月)までに県内市町村商工担当課で認定申請を行ってください。

5 セーフティネット保証4号により利用可能となる長野県中小企業融資制度

資金名 「経営健全化支援資金(特別経営安定対策)」

項目	要件
貸付限度額	【設備資金】6,000万円 【運転資金】8,000万円 (経営安定対策と特別経営安定対策の合計限度額)
貸付利率	年1.6%
貸付期間 (据置1年)	【設備資金】10年以内 【運転資金】7年以内(うち借換については10年以内)
貸付対象者 (一部抜粋)	上記3に該当する方
信用保証料	県及び市町村の補助により、保証料の全額又は一部を補助 ・セーフティネット保証4号を利用の場合は保証料全額補助

6 その他

詳細については、中小企業庁のホームページ(下記URL)をご覧ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm

ONE NAGANO

みんなでひとつに がんばろう信州

「ONE NAGANO」はみんなで復興に取り組もうという合言葉
一人ひとりがそれぞれの立場で、できることからやってみよう!

産業労働部産業立地・経営支援課金融支援係
(課長)小林 真人(担当)南雲 康弘 中山 憲往
電話: 026-235-7200(直通)

026-232-0111(代表)内線2961

FAX: 026-235-7496

E-mail keieishien@pref.nagano.lg.jp